

国際競争拠点都市整備事業（国際競争流通業務拠点整備事業）に係る 新規事業採択時評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲

都市再生推進事業制度要綱第1条の2第12項第二号ハに規定する拠点整備事業とする。

第2 評価を実施する事業

原則として、事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とする。

第3 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施手続

(1) 評価資料の作成主体

事業主体が評価に係る資料の作成を行う。

(2) 評価に係る資料

評価に係る資料は、次に掲げる内容を整理した資料とする。なお、必要に応じ、資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

②別に定める客観的評価指標（案）の確認に必要な資料

2 評価結果等の公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第4 評価の手法

1 評価手法

評価は、別に定める客観的評価指標（案）を用いて行うものとする。

2 評価手法研究委員会の設置

評価手法研究委員会に関する規定は、別に定める。

3 評価手法の公表の方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第5 施行期日

本細目は、平成28年6月1日から施行する。